

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

悪天候や天災によるランニングイベント中止による参加費用の補償を備えたい方に

団体総合生活補償保険

令和5年8月以降保険始期用

全力
サポート
宣言

RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～



**ランニングイベント参加申込締切日の翌々日以降、
ランニングイベント開催までの保険責任期間中のケガによる死亡・後遺障害のほか、
悪天候や天災によりイベントが中止になった場合でも、
イベント規約に基づき払い戻されない参加費用を補償します。**



補償内容 1 悪天候や天災によるイベント中止

悪天候や天災によるランニングイベント中止かつイベント規約に基づき参加費用が払い戻されない場合に、参加費用相当額のランニングイベント中止時参加費用保険金をお支払いします。

※悪天候（注）もしくは天災またはこれらのおそれによるイベント中止以外は補償対象となりません。

<補償対象外の例>

新型コロナウイルス感染症拡大 / イベント参加者不足 / 主催者が道路使用許可取得を失念 / 猛暑のため熱中症リスクが増大 / 公共交通機関の遅延 など



（注）悪天候とは、降雨、降雪、落雷および強風等の気象現象をいいます。



補償内容 2 ケガによる死亡

保険責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金をお支払いします。



補償内容 3 ケガによる後遺障害

保険責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害（第1～3級）が発生した場合に、傷害後遺障害保険金をお支払いします。



※傷害後遺障害等級第1～3級限定補償特約がセットされます。



保険金額

保険金の種類	保険金額
ランニングイベント中止時参加費用保険金	被保険者が負担したイベント参加費用※
傷害死亡・後遺障害保険金	5万円

※イベントへの参加に付随して発生する交通費や宿泊費等のオプション代および諸手数料を除きます。



保険責任期間

補償は、参加申込締切日翌々日の午前0時に始まり、競技種目の開催時刻に終了します。



補償の対象となる方

この保険契約の補償の対象となる方は、日本国内のランニングイベントを申し込み、
参加費用を主催者に支払った方ご本人となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



お支払いする保険金および費用保険金のご説明

RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■被保険者の範囲

この保険契約の被保険者は、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方ご本人となります。

■保険期間

申し込んだ大会の締切日翌々日の午前0時から、その大会の開催時刻（複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします）までとなります。

■ケガの補償内容

傷害補償（M S & A D型）特約の補償内容は次のとおりです。被保険者が被った急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に発生する中毒症状を含みます。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的見所のないものをいいます。 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
傷後遺障害保険金 ※傷害後遺障害等級第1～3級限定補償特約がセットされます。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（78%～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的見所のないものをいいます。 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※2 被保険者が自觉症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテニストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他のこれらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けた、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリーカーリミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

■ 参加費用の補償内容 **補償重複**

ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 競技種目とは、被保険者が事前に参加登録したランニングイベントにおける競技および参加資格ごとの各競技種目のうち、イベント規約に従って主催者から参加を認められた保険証券記載の競技種目をいいます。

(注) 参加費用とは、ランニングイベントの参加権を得るために被保険者がイベント規約に従って主催者に対して支払う費用をいい、ランニングイベントへの参加に付随して発生する交通費や宿泊費等のオプション代および諸手数料を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ランニングイベント中止時参加費用保険金	<p>(1)悪天候(*1)もしくは天災(*2)またはこれらのおそれによって、次のいずれかに該当し、競技種目において主催者がその中止(*3)および参加費用の払い戻しを行わないことを公表した場合に、その参加費用に対して、被保険者に保険金を支払います。</p> <p>①悪天候もしくは天災またはこれらのおそれ隨伴して発生した事象により競技種目が行われる会場またはコースが使用不能(*4)になること。</p> <p>②競技種目において使用する建物、設備またはコースが損壊すること。</p> <p>③上記①または②以外の場合において、主催者によりランニングイベントの開催が危険と判断されること。</p> <p>(2)保険金を支払うのは、次のすべてに該当する場合に限ります。</p> <p>①上記(1)の費用が発生する原因となつた中止を公表した時が、保険証券記載の各被保険者に対する始期時刻から保険証券記載の期日におけるその競技種目の開催時刻まで(*5)であった場合</p> <p>②主催者によって競技種目を中止する理由が明確に公表された場合</p> <p>(*1) 降雨、降雪、落雷および強風等の気象現象（気温や湿度の状態を含みません）をいいます。</p> <p>(*2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。</p> <p>(*3) 中止とは、保険証券記載の期日に競技種目の全過程が行われないもののうち、次回開催時や他の競技種目への参加資格が無償で与えられないものない、名目が延期であるものを含みます。</p> <p>(*4) 使用不能には、会場またはコースの使用許可が取り消された場合を含みます。</p> <p>(*5) 複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 払い戻されない参加費用の額 </div> <p>※ 参加費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 競技種目の参加費用を払い込んだ後に、第三者により参加費用全額を補てんされた場合、この特約は失効します。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、参加費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、参加費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 参加費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>競技種目の開始時刻(*)を過ぎてからのイベント中止</p> <p>(*) 複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。</p>



重要事項のご説明

契約概要のご説明

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社、株式会社アルビーズを保険契約者・取扱代理店とし、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方を被保険者（補償の対象となる方）とする包括契約です。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約またはWeb契約証（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) 普通保険約款・特約、Web契約証はRUNNET Myページ画面より確認いただけます。
- RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～はランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災時補償）特約をセットした団体総合生活補償保険（M S & A D型）のペターネームです。

1 商品の仕組み

（1）商品の仕組み

RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～は、次のとおり構成されています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	セットされる主な特約
ケガの補償（注）	傷害補償（M S & A D型）特約	・傷害後遺障害等級第1～3級限定補償特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
参加費用の補償	ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災時補償）特約	-

(注) RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～では、ケガによる死亡・後遺障害を補償し、入院・通院の補償はありません。

（2）被保険者の範囲

この保険契約の被保険者は、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方ご本人のみとなります。

2 基本となる補償 等

（1）基本となる補償と主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。
詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

（2）保険金額の設定

お客様の保険金額については、エントリー画面 STEP 2 の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。

（3）保険期間

保険期間は、該当する大会の締切日翌々日の午前0時から、その競技種目の開催時刻（注）までとなります。お客様の保険期間については、エントリー画面 STEP 2 の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。
(注) 複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料はエントリー画面 STEP 2 の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法

お客様の保険料の払込方法等については、エントリー画面 STEP 2 の「支払方法の選択」をご確認ください。

4 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返りい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、引受保険会社までご連絡ください。なお、解約されても保険料は返還しません。
詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社、株式会社アルビーズを保険契約者・取扱代理店とし、日本国内のランニングイベントを申込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方を被保険者（補償の対象となる方）とする包括契約です。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約またはWeb契約証（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者・取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) 普通保険約款・特約・Web契約証はRUNNET Myページ画面より確認いただけます。
- RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～はランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約をセットした団体総合生活補償保険（M S & A D型）のペッターネームです。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申し込みの撤回等）

RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～は、ご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

2 複数のご契約があるお客さまへ

ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約において、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

* 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

3 傷害死亡保険金受取人

傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

*RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～は、傷害死亡保険金受取人を個別に定めることはできません。

4 補償の開始・終了時期

基本となる補償	補償の開始	補償の終了
ケガの補償	参加申込締切日翌々日の午前0時	競技種目の開催時刻（複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします）
参加費用の補償		

5 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償 等（2）保険金をお支払いできない主な場合**をご確認ください。

6 解約と解約返り金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

なお、解約されても保険料は返還しません。詳細は保険契約者・取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

7 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

* 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

8 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

9 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。
- (3) 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は失効となります。また、ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約において、被保険者が主催者に参加費用を払い込んだ後に、第三者により参加費用全額を補てんされた場合は、この特約は失効となります。

上記（1）から（3）いずれの場合も既に払い込まれた保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■事故が起った場合

1 事故が起った場合

- (1) 事故が起った場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額（注3）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がなものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）ランニングイベント中止時参加費用保険金の場合、費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に被保険者の免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払い時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

④ 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- | |
|---|
| ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注） |
| ②上記①の方がない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 |
| ③上記①および②の方がない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族 |

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださいようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害・損害状況報告書 ※事故日時・発生場所・原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・住民票、戸籍謄本	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書	など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類		
①	保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）　・死亡診断書または死体検案書	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書　・領収書　・後遺障害診断書　・レントゲン等の検査資料	など
③	その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など）　・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
(6)	ランニングイベント中止時参加費用保険金を請求する場合に必要となる書類		
①	被保険者が保険証券記載の競技種目の参加費用を負担していることを証明する書類		
②	払い戻されない参加費用の額を証明する書類		
③	悪天候もしくはそのおそれまたは天災によって競技種目が中止になったことおよび参加費用の払戻しが行われないと証明する書類		

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品は、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。エントリー画面に掲載の内容が、最終にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
②保険金額（ご契約金額）
③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
3. 补償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の要否をご確認ください。



お問合わせ窓口

- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳細は普通保険約款・特約またはWeb契約証などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社、株式会社アールビーズを保険契約者・取扱代理店とし、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方を加入者および被保険者（補償の対象となる方）とする包括契約です。
- RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～はランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約をセットした団体総合生活補償保険（M S & A D型）のペットネームです。

保険商品・契約内容・事故が起こった場合に関するお問合わせ

【取扱代理店】 株式会社アールビーズ

【住所】 東京都渋谷区神宮前 2-4-12 DT外苑

【電話番号】 03-6804-5240 ※おかげ間違いにご注意ください。

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合 ・事故が起った場合

あいおいニッセイ同和損保
名古屋企業営業第一部営業第一課

050-3461-9252 (有料)

- 受付時間 平日9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- 事故が起った場合、遅滞なくご連絡ください。
- おかげ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただきか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

0570-022-808

- 受付時間〔平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）〕
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。電話リーサービス、I P電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

(2023年8月承認) A23-101779